

第2期多賀城市子ども・子育て支援事業計画に係る 利用希望把握調査について

1 多賀城市子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項に基づき、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

2 利用希望把握調査

第2期多賀城市子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、量の見込みの算出のため、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査を次のとおり行います。

3 調査の対象者及び調査方法

調査区分	対象人数	配布回収方法	回収方法
就学前児童の保護者及び 小学1年生から6年生の保 護者	概ね3,200人 程度	郵送による配布	郵送及びインター ネットによる回収

4 調査期間(予定)

平成31年2月12日(火)から2月28日(木)まで(概ね2週間)